法第４５条

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 添　付　書　類　等 | 備　　　　　考 |
| １ | 開発許可地位承継承認申請書 | 土地の所在は、土地登記事項証明書に記載されているとおりに記入 |
| ２ | 委任状 | （代理者が行う場合）電話番号・ファックス番号記入 |
| ３ | 理由書 | （申請書の「承継の原因」欄で不十分な場合） |
| ４ | 開発行為許可通知書の写し |  |
| ５ | 土地登記事項証明書(土地登記簿謄本) | 申請日以前６箇月以内のもの |
| ６ | 土地権利者の同意書 | 〔申請者本人が土地所有者の場合は不要〕実印押印 |
| ７ | 土地権利者の印鑑証明書 | 同意書作成時(申請時以前３箇月以内)のもの |
| ８ | 開発行為に関する工事を施行する権利の取得を証する書類 | 現在開発行為に関する工事を施行する権利を有する者がある場合においては、その者の同意書等、実印押印 |
| ９ | その他許可権者が必要と認める書類－例として－1. 申請者の会社登記簿謄本
2. 資金計画書
3. 残高証明書又は融資証明書
4. 資格証の写し
 | 開発許可時に申請者の資力、信用等について審査した事項に関する書類（申請者が法人の場合）〔自己業務用1ha未満は不要〕〔自己業務用1ha未満は不要〕許可申請時のもの（資格が必要な場合） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出部数：２部

　　**※　図面等については、作成者の記名をすること。**

法第４４条

　　開発許可又は建築許可（用途変更を含む。）を受けた者の相続人その他の一般承継人は、非承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

法第４５条

　　開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権限を取得した者は、市長の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

　　開発許可後、開発工事を完了した後は、法第４５条に基づく開発許可地位承継承認申請は不要です。ただし、法第４２条に基づく予定建築物以外の建築等許可が必要な場合があります。

　　なお、開発許可後、開発工事を完了する前であっても、相続又は法人の合併（吸収合併、新設合併）により工事施行の権限が当初許可を受けた者から変更した場合は、法第４５条に基づく開発許可地位承継承認申請は不要です。